

## 第2章 東日本大震災被災地支援体制



## 第2章 東日本大震災被災地支援体制

### 第1節 東日本大震災兵庫県災害対策支援本部

甚大な被害をもたらした東日本大震災の被災地支援ニーズに即応できるよう、全庁的な被災地支援体制として、「東日本大震災兵庫県災害対策支援本部」を発災翌日の3月12日に設置した。

#### 被災地の状況と課題

- (1) 被害があまりにも甚大であったこと、交通手段や情報伝達手段の途絶などから、被災状況の迅速な把握が困難であった。
- (2) 津波による庁舎の流出や多くの職員の被災により、機能不全に陥った自治体が生じた。

#### 経験を生かした支援活動

##### (1) 発災～災害対策支援本部設置まで

兵庫県では、東日本大震災発生（平成23年3月11日 14:46頃）直後、緊急地震速報やフェニックス防災システムのポップアップ等により災害発生を覚知。15:14に、淡路島南部沿岸に津波注意報が発表されたことから、同時刻に「兵庫県災害警戒本部」を設置。災害警戒本部では、県内の被害状況、避難状況等の情報収集を行うとともに、洲本市、南あわじ市、淡路市に職員を派遣、防災ヘリによる警戒呼びかけ・情報収集、水門閉鎖指示、漁船に対する避難指示等を実施した。

県内では、最大震度3（尼崎市、豊岡市、播磨町（2市1町））を記録し、県潮位計では沼島や福良港において50～60cmの潮位変化を観測したものの、被害は発生せず、3月12日（土）20:20に兵庫県内の津波注意報が全て解除されたことに伴い、兵庫県災害警戒本部を廃止した。

一方、東北地方の被災地では甚大な被害が発生しており、救急・救助活動が急がれたことから、発災当日には警察の「広域緊急援助隊」、消防の「緊急消防援助隊」、日赤兵庫県支部の医療救護班が現地に向けて出発するとともに、翌12日にはDMAT（災害派遣医療チーム）11チームを現地に派遣した。

3月12日（土）10:00に「東日本大震災兵庫県災害対策支援本部」を設置。支援ニーズに即応できる全庁体制により本格的な被災地支援を開始した。

##### (2) 災害対策支援本部会議における支援内容等の決定

災害対策支援本部会議（災害対策支援本部部局長会議を含む）を3月12日（土）～10月31日（月）までの間、42回にわたり開催した。

支援本部会議では、被災者に対する食料支援など緊急に必要な支援内容、効果的な支援体制の構築などをはじめ、ボランティアや土木技術者・家屋被害認定士の派遣、原子力事故対応、被災者生活再建支援法の運用など、復旧・復興過程までを視野に入れた支援のあり方を検討、決定した。（各会議における主な協議内容等は第4章に掲載。）

## 被災地支援で学んだこと

### (1) スピード感のある支援（支援の量的確保）

情報は待つのではなく取りに行く

大規模災害発生時に被災現場で情報を整理して発信することは困難である。そのため発災3日後には現地支援本部を設置し、積極的かつ能動的な情報収集を行うことが迅速な支援に有効であった。

空振りでも押しかける

災害の様相が異なっても、被災者、被災地の窮状は同じであり、膨大な量の災害対策業務が発生する。このため、発災12日後に被災市町現地支援本部を開設し、チームを組んで支援するとともに、阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かし、復旧・復興過程を踏まえたニーズをイメージしながら先手の対応を講じたことが有効であった。

### (2) 専門性や経験を生かした支援（支援の質的確保）

専門性を有する職員の確保

土木、農業土木、港湾、建築、復興計画等の専門職員を被災地のニーズに即して中長期的に派遣し、被災地の実情を踏まえた息の長い支援を行うことが重要である。

阪神・淡路大震災の復興経験を有する者の派遣

住民主体の復興まちづくりや応急仮設住宅等のコミュニティの形成にあたっては、阪神・淡路大震災の経験豊富なNPOやコンサル等を派遣し、そのノウハウを提供することが効果的である。

### (3) カウンターパート方式による総力を結集した支援

県の力を結集

早い段階で全庁的な支援体制を構築することにより、広範な分野で時間の経過とともに変化する被災地ニーズに対して円滑な支援活動を展開することができた。

県内市町の力を結集

県内市町の持つ人的資源を生かす仕組みを構築することにより、市町にしかできない被災市町業務の的確な支援を行うことができた。

関西広域の力を結集

関西広域連合の構成団体の力を結集し、カウンターパート方式による支援を行ったことが有効に機能したほか、それぞれの得意分野を生かすとともに、人的資源の過不足を相互補完することができた。

県民、ボランティア、NPO、学校、企業、団体の力を結集

県民等の阪神・淡路大震災の経験に根ざした被災地支援への熱意を結集することにより、現地での支援活動のほか、義援金、救援物資、被災地へのエール等幅広い支援を展開することができた。



## 第2節 関西広域連合委員会

### 1 広域連合委員会の開催

【3月13日】

3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が生じていることを踏まえ、震災が発生した翌々日の13日、兵庫県災害対策センターに構成府県の知事が一堂に会する臨時の広域連合委員会を開催し、次のことを決定した。

#### (1) 緊急声明（第一次）の発表

被災地対策、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受け入れの4項目について、積極的に取り組んでいくことを決定し、緊急声明として発表した。

##### 被災地対策

被災地、被災者対策に全力をあげる。とりわけ、早急に避難生活の支援に取り組む。

##### 支援物資等の提供

非常食、毛布、仮設トイレなどに加え、阪神・淡路大震災の被災地としての経験等から、必要性が高いと思われるブルーシート、ポリタンク、ベビー用品等、きめ細かい視点で支援物資を提供していく。

##### 応援要員の派遣

被災者へのこころのケア対策、全国から集まるボランティアの調整、建物の応急危険度判定等のための職員のほか、復旧・復興段階では、土木・建築、農林水産等の技術者等の派遣などについても対応していく。

##### 避難生活等の受け入れ

府県営住宅の提供、高齢者、入院患者等の災害時要援護者の病院や施設への紹介、転入学手続きの簡素化による児童・生徒の受け入れ等を行うとともに、これらの受入窓口の開設も検討する。

また、大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、その処理支援についても検討していく。



広域連合委員会（3月13日）

#### (2) カウンターパート方式による支援

広域連合構成府県の有する資源等を有効活用するため、特に被災の大きい3県を集中的に支援することとし、支援する側の府県と支援を受ける側の県を特定するカウンターパート方式、具体的には、大阪府と和歌山県が岩手県、兵庫県と鳥取県と徳島県が宮城県、滋賀県と京都府が福島県を中心に支援することを決定した。

#### (3) 現地連絡所の設置

被災地の状況やニーズ等を直接把握するため、岩手県、宮城県、福島県の3県庁内に現地連絡所を早期に設置することを決定した。

【3月29日】

3月13日の広域連合委員会で決定した支援の実施状況や今後の支援について協議を行うため、3月29日に広域連合委員会を開催し、次のことを決定した。

(1) 緊急声明（第二次）の発表

阪神・淡路大震災の経験を最大限に活かし、応急対応から復旧・復興に向かう各フェーズに応じて、今後も次の支援を積極的かつ継続的に実施することを決定し、緊急声明として発表した。

被災県・市町村への応援要員の派遣

被災者支援、今後の復旧・復興に向けて、避難所の運営、保健・医療対策などの体制づくりを支援するため、被災県はもとより被災市町村にも構成府県、府県内市町村職員を派遣していく。

阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした助言・指導

阪神・淡路大震災からの創造的復興を成し遂げ、その復興過程についての検証や、国内外の様々な災害に対し、その経験と教訓を発信し伝え続けてきた実績を生かして、震災復興の経験を有する職員を被災地に派遣し、復旧・復興のフェーズに即した助言等を行う。

被災者受入体制の充実

地震・津波災害や原子力災害による被災者の受け入れについては、構成府県が連携し、公営住宅や保養所等の活用やホームステイによる受け入れなど、被災者の多様なニーズに合致するよう受入体制を充実する。

また、被災者が元の生活に戻るまで、雇用、教育、被災者のQOL（生活の質）に配慮したきめ細かい支援を行い、関西の地で安全・安心に暮らせる生活環境を関西全体で提供する。

(2) 東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案

阪神・淡路大震災の経験と教訓及び被災地の現状等を踏まえ、国に対し3つの柱からなる緊急提案を行った。（資料編を参照）

〔提案内容〕

被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言

- ・ 創造的復興のしくみづくり
- ・ 生活基盤の回復
- ・ 生活再建支援
- ・ 子ども・教育・文化対策
- ・ 経済の復旧・復興
- ・ 雇用に関する支援
- ・ 復興まちづくり

福島原発事故への対応

津波対策の総合的な推進

- ・ 津波災害からの復旧・復興
- ・ 津波による被害の防止、軽減

(3) 東北地方太平洋沖地震の支援対策にかかる被災地域の産業活動支援に関するメッセージの発出

〔概要〕

- ・ 広域連合としては、関西経済界とも連携し、被災地の経済機能の回復に向け、被災地の自治体や経済界とも協力しながら、できる限りの支援を行う。
- ・ まずは、被災地の事業者の声に耳を傾ける。どのようなニーズがあり、我々に何ができるのかを踏まえ、関係機関と連携していく。

(4) 「関西経済・観光の維持振興について」の申し合わせ

〔概要〕

- ・ 様々な行事等の自粛によって関西経済を萎縮させず、また雇用不安をあおることのないよう関西の産業と観光の振興を図る。
- ・ 関西の持てる力を発揮し、被災地の復興に全力を尽くす。国内産業の空洞化を防ぐため、部品・資材等の供給などについて関西全体で体制を整え、ものづくりの振興に取り組む。
- ・ 多くの国が日本への渡航を自粛する中で、旅行者の安心感につながる正確な情報発信を強化するとともに、観光誘客の一層の促進を国に求める。

このほか、原子力発電所に関する申し入れ等を行うことを決定するとともに、行き過ぎた自粛は控えることを確認した。

(5) その他

以降、定例に開催された広域連合委員会において、東日本大震災の被災状況や支援の状況等について意見交換を行い、被災地のニーズに沿ったきめ細かい支援を実施している。